3　基準の遵守等に関する誓約	報告者は、基準告示に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第１号　□　同第２条第２号　□　同第２条第３号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第４号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定する外国投資家である場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第５号　□　同第２条第６号
4　報告者の属性に関する事項	□　報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。 □　「６　報告者の属性」及び「７　許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点 （　　年　　月　　日　　付）から変更がないため、別紙を省略します。
5　その他の事項	